

北海道 帯広市

(市町村コード：012076)

市 民 税  
道 民 税  
森林環境税

## 特別徴収のてびき

届出書等各様式は、帯広市のホームページからもダウンロードできますのでご利用ください。

- ◆帯広市ホームページ → 市民の方 → くらし・手続き → 税金 →  
個人住民税 事業所の方へ → 特別徴収関係の申請・届出様式のダウンロード  
または、サイト内検索で【特別徴収】と検索することで該当ページを表示できます。

### 帯広市役所市民税課

〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地  
(帯広市役所 庁舎2階)

直 通 電 話 : 0155-65-4120

## てびきの内容（目次）

1. 市民税・道民税・森林環境税の特別徴収について	・・・1
2. 納税義務者の異動（就職・転勤・退職など）について	・・・3
3. 退職所得に係る所得税の源泉徴収、住民税（市民税・道民税）の特別徴収	・・・4
◆諸記入例	
・退職所得の個人別明細書（左：様式 右：記入例）	・・・5
・納入書の記入について	・・・6
・予備の納入書（白紙）の使用について	・・・7
・異動届出書、変更依頼書の記入について	・・・8
記入例① 特別徴収を継続する場合	・・・8
記入例② 一括徴収する場合	・・・9
記入例③ 普通徴収となる場合	・・・10
記入例④ 特別徴収へ切り替える場合	・・・11
◆届出用紙等	
・給与支払報告書・特別徴収にかかる給与所得者異動届出書（3部）	
・特別徴収への変更依頼書（1部）	
・特別徴収義務者の変更届出書（裏面：記入例）	
・納税管理人申告書・承認申請書（裏面：記入例）	
◆裏表紙内側	
・所得税法別表第六 源泉徴収のための退職所得控除額の表	
◆裏表紙	
・特別徴収のしくみ	
・納入できる金融機関等（手数料無料）	

## 1. 市民税・道民税・森林環境税の特別徴収について

### （1）特別徴収とは

給与の支払者が毎月の給与を支払う際に、納税義務者が納めるべき市民税・道民税・森林環境税を徴収し、納入する制度です。給与所得に係る年間の税額を6月から翌年5月までの12回に分割して徴収、納入します。

なお、退職所得に係る住民税は、退職金の支払いに合わせて徴収します。

### （2）特別徴収義務者とは

地方税法及び市税条例の規定によって市長が指定した給与支払者のことです。原則としてすべての給与支払者は特別徴収義務者として市民税・道民税・森林環境税を特別徴収しなければなりません。

帯広市から「給与所得等に係る市民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書」が送達されると、毎月の給与から個人の市民税・道民税・森林環境税の特別徴収を行う義務が発生します。

### （3）電子申請（eLTAX）について

eLTAX（エルタックス）とは市・道民税を含む地方税に関する手続きをインターネットで行うシステムです。

市民税・道民税・森林環境税の特別徴収に関する手続きでは、給与支払報告書、異動届出書、特別徴収への変更依頼書、特別徴収義務者の変更届出の提出ができるほか、インターネットバンキングを利用した特別徴収税額（給与所得分、退職所得分）の納入、特別徴収税額の通知の受け取りなどができます。

なお、前々年度に税務署へ源泉徴収票を100枚以上提出している給与支払者は、自治体への給与支払報告書をeLTAX又は光ディスク等により提出することが義務付けられています（令和9年度より基準が30枚以上に変更されます）。

詳しくはeLTAXホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）にてご確認ください。

#### (4)同封書類について

##### ①給与所得に係る市民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用)

特別徴収義務者(会社・事業主)のための個人別明細書です。

月々の帯広市への納入額、納税義務者(従業員)ごとの市民税・道民税・森林環境税額が記載されていますので、お取扱いにご注意ください。

##### ②給与所得に係る市民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額通知書(納税義務者用)

納税義務者(従業員)への通知書ですので、個人別に切り離し、納税義務者へお渡しください。

なお、退職などのために対象者に通知書を渡すことができない場合は、「給与所得者異動届出書」にその事由を記載し、市民税課へ通知書と一緒にご返送ください。

##### ③個人市民税・個人道民税・森林環境税 納入書

月々の納入にお使ください。手数料無料で納入できる金融機関は、このてびきの裏表紙に記載しています。

※納入書は再発行していませんので、納入額に変更がある場合、6ページの記入例を参考に修正し、お使ください。

※給与支払報告書提出の際に「納入書必要の有無」を確認しており、不要の記載があった場合は納入書を同封していません。事情により納入書の必要がある場合は市民税課へご連絡ください。

##### ※eLTAX 共通納税を用いた納付について

eLTAX の地方税共通納税システムを利用することで、納入書を使わずにインターネットで事前登録した金融機関口座から特別徴収税額を納入することができます(24時間対応)。詳しくはeLTAX ホームページ(1ページに掲載)をご覧ください。

#### (5)特別徴収税額の納入期限

各月に徴収した市民税・道民税・森林環境税は、翌月の10日までに同封の納入書、eLTAX などによって納入してください。

ただし、翌月10日が土曜日、日曜日、祝祭日などに当たる場合は、その翌営業日が納入期限となります。

#### (6)特別徴収税額の納入が遅れた場合

特別徴収税額の月割額を納期限までに納入されなかった場合、事業所や従業員に次のような負担が発生しますので、期限内での納入をお願いします。

##### ①延滞金

納期限を超過して納入した場合、納期限の翌日から納入の日までの期間に応じて、特別徴収義務者に対して延滞金が発生します。

##### ②滞納処分

納期限までに納入しないときは督促を受け、かつその督促状の発付日(納期限後20日以内)から起算して10日を経過した日までに完納しない場合は、滞納処分(財産差押など)を受けることがあります。

##### ③諸証明の発行不可

納期限までの納入が確認できない場合は、事業所・従業員の完納証明等の証明書を発行することができなくなります。

#### (7)特別徴収税額の納期の特例

給与の支払を受ける者が常時10人未満の特別徴収義務者は、納期の特例に関する申請をし、納入回数を年2回とすることができます。詳しくは市民税課へお問い合わせください。

#### (8)事業所名・住所の変更、休業、解散などの届出

事業所の名称や所在地、送付先などが変更になった場合や、休業・廃業・解散をした場合には、「特別徴収義務者の変更届出書」によりその旨を届け出てください。

※休業の届出を提出した後に、事業を再開した場合にはその旨も市民税課へ届け出てください。(様式自由)

#### (9)通知書の記載事項に不服がある場合

特別徴収税額の通知書の記載事項に不服がある場合は、通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、帯広市長に対して審査請求をすることができます。

## 2. 納税義務者の異動（就職・転勤・退職など）について

特別徴収している、もしくは給与支払報告書で特別徴収対象者として報告した納税義務者が、退職・休職・転勤・死亡などにより給与の支払いを受けなくなった場合、その事由が発生した翌月 10 日までに「給与支払報告書・特別徴収にかかる給与所得者異動届出書(以下「異動届出書」)」を提出しなければなりません。

また、新たに特別徴収を開始する場合は「特別徴収への変更依頼書(以下「変更依頼書」)」を提出してください。

書類の提出が遅くなると適正な納税に支障をきたしますので、早めのご提出をお願いします。

### (1) 異動届出書、変更依頼書の提出

異動届出書、変更依頼書はページ全体を取り外し、A4サイズのまま市民税課へ提出してください。提出の控えが必要な場合は、コピーをお取りください。

記入例につきましては、8～11ページをご参照ください。

なお、給与支払報告書を提出した時点で特別徴収を予定していた方が、特別徴収税額の通知前に異動（退職・休職など）された場合にも、必ず異動届出書の提出をお願いします。

### (2) 異動後の未徴収の税額について

#### 「1. 特別徴収を継続」の場合（8ページ、記入例①）

転勤・転職などで別の勤務先で特別徴収を継続する場合、開始月や月割額などについて、新しい勤務先にご連絡いただき、「未徴収税額(C)の異動後の取り扱い」に「1」を記入し、新しい勤務先の名称、指定番号、所在地、連絡先、月割額と徴収開始月を記入してください。

※新しい勤務先と連絡を取ることが可能な場合に限りです。

#### 「2. 一括徴収」の場合（9ページ、記入例②）

一括徴収とは、退職などにより給与の支払いを受けなくなった場合、未徴収の税額を最後の給与や退職手当などからまとめて徴収し、納入することです。

一括徴収する場合は、「未徴収税額(C)の異動後の取り扱い」に「2」を記入し、一括徴収した税額を納入する月を記載してください。

#### ①令和8年6月1日から令和8年12月31日までの異動

納税義務者本人の了解のもと、未徴収の税額の一括徴収をお願いします。

#### ②令和9年1月1日から令和9年4月30日までの異動

納税義務者本人の申し出がなくとも、未徴収の税額を一括徴収しなければなりません。

### 「3. 普通徴収」の場合（10ページ、記入例③）

前記のいずれにも該当しない場合は、未徴収の税額を普通徴収（個人納付）に切替えます。「未徴収税額(C)の異動後の取り扱い」に「3」を記入してください。

なお、死亡退職の場合は一括徴収できませんので退職月に関係なく普通徴収を選択してください。

### ※普通徴収への切替えに係る注意事項

特別徴収から普通徴収（個人納付）への切替えは、原則として異動（退職・休職など）により事業所が未徴収の税額を徴収できない場合や、通知された特別徴収税額が給与支払額を超過している場合などに限られます。納税義務者本人による希望や会社都合による普通徴収への切替えは認められません。

#### ※納税管理人について

納税管理人とは、市外（国外）に住む納税義務者に代わり、納税通知書等の受領や税額の納入などの事務を管理する法人や個人のことです。

地方税法の規定により、海外へ出国（帰国）される方には納税管理人を定め、市区町村へ届け出なければなりません。「納税管理人申告書・承認申請書」を市民税課に提出するようお伝えください。

#### ※外国人労働者・技能実習生などが帰国（出国）する場合

帰国（出国）後は本人払いによる納入が困難となるため、未徴収の税額の一括徴収をお願いします。

### (3) 特別徴収を開始する場合（11 ページ、記入例④）

新規の雇用など、特別徴収を開始する場合は「変更依頼書」のご提出をお願いします。

なお、普通徴収から特別徴収に切り替えることができる税額は、原則として普通徴収の納期限が到来していないものに限りますので、お早めにご提出をお願いします。

（例：7月1日に届け出をする場合、普通徴収第1期の納期限（6月30日）が経過しているため、普通徴収第2期以降が特別徴収に切替え可能）

## 3. 退職所得に係る所得税の源泉徴収、住民税（市民税・道民税）の特別徴収

退職の際に支払われる退職手当などは、他の所得と区分して支払者（事業所）が所得税、住民税を計算し、算出した税額を退職手当などから差し引いて納入します。

退職所得に係る住民税が課税される市町村は、退職手当などの支払いを受ける方が、その年の1月1日現在にお住まいの市町村です。

ただし、死亡により退職した場合の退職手当には所得税、住民税は課税されません（相続税の対象になります）。

### (1) 納入方法

特別徴収の納入書の表面に、「給与分」と「退職所得分」の納入金額をそれぞれ記入し、それらを合わせて、翌月10日までに納入してください。

また、納入書の裏面「市民税・道民税 納入申告書」に必要事項を記入してください。記入方法は、6ページの記入例をご参照ください。納入書が無い場合は市民税課へご連絡ください。

### (2) 「退職所得の個人別明細書」の提出

「退職所得の個人別明細書」を作成し、退職後1か月以内に市民税課へ提出してください。本てびきの5ページをコピーして使用するか、帯広市ホームページから取得してください。

なお、税制改正により、eLTAXによる簡便な提出ができるようになるまでの措置として、当面の間、「退職所得の特別徴収票」は提出不要となりました。

### (3) 退職所得に係る住民税（市民税・道民税）税額の計算方法

#### ● 税額の計算

下記の計算式で算出した「退職所得控除後の対象手当等の金額」に税率を乗じて税額を算出します。

$$\boxed{\text{退職手当等収入金額}} - \boxed{\text{退職所得控除額}} = \boxed{\text{退職所得控除後の退職手当等の金額}}$$

a) 役員等として勤続年数が5年以下の者

$$\boxed{\text{退職所得控除後の退職手当等の金額}} \times \begin{matrix} \boxed{\text{市民税 6\%}} \\ \boxed{\text{道民税 4\%}} \end{matrix} = \begin{matrix} \boxed{\text{市民税額}} \\ \boxed{\text{道民税額}} \end{matrix}$$

(1,000円未満切捨)  (100円未満切捨)

b) その他の者

$$\boxed{\text{退職所得控除後の退職手当等の金額}} \times \boxed{2\text{分の}1^{\ast}} \times \begin{matrix} \boxed{\text{市民税 6\%}} \\ \boxed{\text{道民税 4\%}} \end{matrix} = \begin{matrix} \boxed{\text{市民税額}} \\ \boxed{\text{道民税額}} \end{matrix}$$

(1,000円未満切捨)  (100円未満切捨)

※ 勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金（短期退職手当等）の場合、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分には2分の1計算を適用しません。

#### ● 退職所得控除額（本書の裏表紙内側に控除額の一覧を掲載）

勤続年数	控 除 額
20年まで	40万円 × 勤続年数 (控除額が80万円に満たない場合は80万円)
21年以上	800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

注1) 勤続年数に1年未満の端数がある場合、1年に切り上げます。  
(例) 22年9か月 → 23年

注2) 障害者となったことが直接の原因で退職した場合は、上記の控除額に100万円を加算します。

退職所得の個人別明細書

帯広市長 様 年 月 日		指定番号	
事業所住所			
事業所名			
担当者		電話( ) -	
1 退職者氏名		退職者生年月日	
		年 月 日	
退職者住所			
1 退職手当支払金額		勤続年数	特定役員 該当の有無
円		年 月	<input type="checkbox"/>
特別徴収 税額	市民税	道民税	2箇所以上 の支払
円	円	円	<input type="checkbox"/>
(摘要)			
2 退職者氏名		退職者生年月日	
		年 月 日	
退職者住所			
2 退職手当支払金額		勤続年数	特定役員 該当の有無
円		年 月	<input type="checkbox"/>
特別徴収 税額	市民税	道民税	2箇所以上 の支払
円	円	円	<input type="checkbox"/>
(摘要)			

(お願い)

- この用紙は個人ごとの退職にかかる情報を記載してください。1枚で2名分記載できます。
- 他の退職手当の支払がある場合は、退職所得申告書(写し)もしくは特別徴収票(写)を添付するか、摘要欄に支払者、支払額、勤続年数、市民税・道民税特別徴収税額を記載してください。

記入例

退職所得の個人別明細書

帯広市長 様 令和〇年 10月13日		指定番号 09599999	
事業所住所 帯広市西5条南7丁目1番地			
事業所名 帯広見本株式会社			
担当者		電話(0155)20-〇〇××	
1 退職者氏名 帯 広太		退職者生年月日 昭和△年 1月 1日	
退職者住所 帯広市西〇条南△丁目×番地			
1 退職手当支払金額		勤続年数	特定役員 該当の有無
20,000,000 円		19年 1 月	<input type="checkbox"/>
特別徴収 税額	市民税	道民税	2箇所以上 の支払
360,000 円	円	240,000 円	<input type="checkbox"/>
(摘要)			
2 退職者氏名 帯 広之介		退職者生年月日 平成□年 8月 29日	
退職者住所 帯広市東□条南◎丁目☆番地			
2 退職手当支払金額		勤続年数	特定役員 該当の有無
5,000,000 円		4年 8 月	<input type="checkbox"/>
特別徴収 税額	市民税	道民税	2箇所以上 の支払
180,000 円	円	120,000 円	<input type="checkbox"/>
(摘要)			

(お願い)

- この用紙は個人ごとの退職にかかる情報を記載してください。1枚で2名分記載できます。
- 他の退職手当の支払がある場合は、退職所得申告書(写し)もしくは特別徴収票(写)を添付するか、摘要欄に支払者、支払額、勤続年数、市民税・道民税特別徴収税額を記載してください。

# 納入書の記入について

## ☆ 納入金額に変更がない場合

印字されている納入金額（1）と納入すべき金額が同一であることを確認し、そのままご使用ください。

## ☆ 納入金額に変更がある場合 ※原則、納入書の再発行をしていないため、税額に変更があった場合は下記のように修正してご使用ください。

納税義務者（従業員）の異動（退職、休職など）や税額の変更により、印字されている納入金額（1）の欄の金額と納入すべき金額が異なる場合は、納入金額（1）の欄の金額を横線で抹消し、納入すべき金額を、納入金額（2）の給与分と合計額にそれぞれ記入してください。

## ☆ 納入書への記入について

- ・ 記入は黒のボールペンをご使用ください。
- ・ 数字の頭に「¥」マークは記入しないでください。
- ・ 金額の訂正は横線のみとし、訂正印は押さないでください。
- ・ 納入書は折ったり、破ったり、ホッチキス止めをしないようお取扱ってください。

退職所得に係る市民税・道民税の納入がある場合、納入書裏面の「納入申告書」に必要事項を記載してください。

### <記入例1>

納入金額の変更のみ

北海道 帯広市 納入書 (公)		
市区町村コード	口座番号	加入者名
012076	02700-6-960163	帯広市会計管理者
指 定 番 号	納入金額(1)	
令和8年 8月分	09599999	#####
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 (一括徴収)	#####
	退職所得分	#####
	延滞金	#####
納期限	令和8年 9月10日	額
日 計	口 (2)	合計額
(特別徴収義務者) 〒 080-0015		領 収 日 付 印
住所又は所在地	帯広市西5条南〇〇丁目△番地×	
氏名又は名称	帯広見本株式会社	

上記のとおり納入します。 (金融機関又は郵便局保)

### <記入例2>

退職所得分を合算して納入する場合 (退職所得分は100円未満を切捨てます)

北海道 帯広市 納入書 (公)		
市区町村コード	口座番号	加入者名
012076	02700-6-960163	帯広市会計管理者
指 定 番 号	納入金額(1)	
令和8年 8月分	09599999	#####
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 (一括徴収)	#####
	退職所得分	#####
	延滞金	#####
納期限	令和8年 9月10日	額
日 計	口 (2)	合計額
(特別徴収義務者) 〒 080-0015		領 収 日 付 印
住所又は所在地	帯広市西5条南〇〇丁目△番地×	
氏名又は名称	帯広見本株式会社	

上記のとおり納入します。 (金融機関又は郵便局保)

(納入書裏面)			
市民税 道民税 納入申告書			
帯広市長様		令和8年 10月 13日 提出	
		令和8年 9月分	人員 1人
退職手当等支払金額		1500000	0000
特別徴収額 (百円未満切捨)	市民税	2100000	0000
	道民税	1400000	0000
<small>地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。</small>			
特別徴収義務者	住所又は所在地	帯広市西5条南〇〇丁目△番地×	
	氏名又は名称	帯広見本株式会社	
	法人番号又は個人番号	0123456543210	

(受付印)

同じ要領で領収証書（左側）、納入書（中央）、納入済通知書（右側）それぞれにご記入ください。

# 予備の納入書（白紙）の使用について

税額の変更等で予備の納入書（白紙）をお使いになる場合は、下記の要領で記入をお願いします。

給与所得等に係る市民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）をご準備ください。

※納税義務者の異動などがあった場合は帯広市が送付した最新の通知書をご準備ください。

各事業所の指定番号は、別紙の「給与所得等に係る市民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」に記載された8桁の数字（09または10から始まる数字）です。

指定番号がご不明な場合はお手数ですが市民税課へご連絡ください。

北海道 帯広市 領収証書 (公)			北海道 帯広市 納入書 (公)			北海道 帯広市 納入済通知 (公)		
市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名
012076	02700-6-960163	帯広市会計管理者	012076	02700-6-960163	帯広市会計管理者	012076	02700-6-960163	帯広市会計管理者
指定番号	納入金額(1)		指定番号	納入金額(1)		年 月 分	指定番号	納入金額(1)
令和8年 8月分	1000001		令和8年 8月分	1000001		0808	012076	080810000001
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 (一括徴収)	納入	納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 (一括徴収)	納入	納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 (一括徴収)	納入
	285000			285000			285000	
	退職所得分	延滞金		退職所得分	延滞金		退職所得分	延滞金
納期限	令和8年 9月10日		納期限	令和8年 9月10日		納期限	令和8年 9月10日	
合計額	285000		合計額	285000		合計額	285000	
特別徴収義務者) 〒011-〇〇××	住所 所在地	領収日 付印	特別徴収義務者) 〒011-〇〇××	住所 所在地	領収日 付印	特別徴収義務者) 〒011-〇〇××	住所 所在地	領収日 付印
札幌市〇区北△条西□丁目×番地	帯広記載例株式会社 札幌営業所		札幌市〇区北△条西□丁目×番地	帯広記載例株式会社 札幌営業所		札幌市〇区北△条西□丁目×番地	帯広記載例株式会社 札幌営業所	
上記のとおり領収しました。(納入者保管)			上記のとおり納入します。(金融機関又は郵便局保)			上記のとおり通知します。(受付店(局)→帯広信用金庫本店(取りまとめ局)→帯広市) (帯広市保管)		

徴収月、納期限欄に該当する年月日、「納入金額(2)」欄に納入額、特別徴収義務者名をそれぞれ記入してください。  
特別徴収義務者名は、あらかじめ印字されている場合もあります。

同じ要領で領収証書（左側）、納入書（中央）、納入済通知書（右側）それぞれにご記入ください。

記入例 ①

—異動届出書の記入について—

転勤等により、納税者が別の事業所で特別徴収を継続する場合

給与支払報告書・特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

年度 ① 現年度 2. 新年度 3. 両年度

令和 8 年 8 月 29 日	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 〒080-0015 帯広市西5条南〇〇丁目△-×	指定番号 0 9 5 9 9 9 9 9
帯広市長様	名称 帯広見本株式会社	法人番号 (個人事業主は個人番号) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	担当者 経理部 帯田 広助
		連絡先 0155-24-0000 内線( )	

異動者情報						A 特別徴収 年税額	B 徴収済税額	C 未徴収税額 (A-B)	異動年月日	異動事由 (数字を記載)	未徴収税額(C)の 異動後の取り扱い (数字を記載)
宛名番号	2	1	0	2	1	0	2				
フリガナ	オビモト ヒロユキ										
氏名	帯本 広行 旧姓( )								令和	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他 [その他の理由]	1. 他の事業所で 特別徴収を継続する ⇒下段★①へ 2. 退職時に残額を 一括徴収し納付する ⇒下段★②へ 3. 異動者が 普通徴収で納める ⇒下段★③へ
個人番号	0000 0000 0000						180,000		8 年		
生年月日	平成 13 年 〇 月 × 日								8 月		
1月1日の 住所	帯広市東〇条北△丁目〇番☆号								31 日		
退職時の 住所											
						円	円	円		2 上から 番号を 記入	1 上から 番号を 記入

★① 未徴収税額を他事業所で特別徴収継続する場合

異動後事業所	所在地 〒011-00×× 札幌市〇区南△条東〇丁目×-☆	指定番号 1 0 0 0 0 0 0 0 1	新しい勤務先では 9 月分 より、月割額 15,000 円で 徴収し、納入する連絡済みです。
名称 帯広記載例株式会社 札幌営業所	法人番号 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	担当者 経理部 帯家 広子	連絡先 011-XXX-XXXX
		連絡先	受給者 番号 002/012076

★②退職時に残額を一括徴収し納付する場合 ※1月1日以降の退職は一括徴収が義務付けられています。

一括 徴収 額	※C:未徴収税額と同額	徴収 予定 月日	左記の一括徴収した税額は □ 月分 ( 月 日納期限) で納入します。
	円	月 日	

異動事由	退職手当支払予定額	勤続年数
1.退職の場合	円	年 月

★③未徴収の税額を本人が納付書で納める場合(選択し、○をつけてください)

理由	(1)12月31日までに退職し、本人から一括徴収の申し出がないため (2)1月1日以降に退職し、未徴収税額を上回る給与・退職手当等の支給がないため (3)その他( )
----	---

※市町村記入欄	1
	2



記入例 ③

—異動届出書の記入について—

退職等により、残りの税額は普通徴収(本人払い)とする場合

給与支払報告書・特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

年度  1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

令和 8 年 11 月 5 日	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒 0 8 0 - 0 0 1 5 帯広市西 5 条南〇〇丁目△-×		指定番号	0	9	5	9	9	9	9	9	
帯広市長様		名称	帯広見本株式会社		法人番号 (個人事業主は個人番号)	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0								
			担当者	経理部 帯田 広助		連絡先	0 1 5 5 - 2 4 - 0 0 0 0 内線( )							
異動者情報				A 特別徴収 年税額	B 徴収済税額	C 未徴収税額 (A-B)	異動年月日	異動事由 (数字を記載)	未徴収税額(C)の 異動後の取り扱い (数字を記載)					
宛名番号	2	1	2	1	2	1	2	360,000 円	令和 8 年 10 月 31 日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他 [その他の理由]	1. 他の事業所で特別徴収を継続する ⇒下段★①へ 2. 退職時に残額を一括徴収し納付する ⇒下段★②へ 3. 異動者が普通徴収で納める ⇒下段★③へ			
フリガナ	オビモト ヒロミ													
氏名	帯本 広美 旧姓( )													
個人番号	0000 0000 0000													
生年月日	昭和 60 年 □ 月 ○ 日													
1月1日の住所	帯広市西〇条南△丁目□番地 〇〇荘 ☆号室													
退職時の住所	札幌市□区北〇条東△丁目×番地 ☆☆マンション〇〇〇〇号室							1	上から番号を記入	3	上から番号を記入			

★① 未徴収税額を他事業所で特別徴収継続する場合

異動後事業所	所在地	〒 -	指定番号									新しい勤務先では □ 月分より、月割額 _____ 円で徴収し、納入する連絡済みです。
	名称	法人番号										
		担当者					連絡先			受給者番号		

★②退職時に残額を一括徴収し納付する場合 ※1月1日以降の退職は一括徴収が義務付けられています。

一括徴収額	※C:未徴収税額と同額	徴収予定月日	左記の一括徴収した税額は □ 月分 ( 月 日納期限) で納入します。	異動事由	退職手当支払予定額	勤続年数
	円	月 日		1・退職の場合	10,000,000 円	20 年 5 月

★③未徴収の税額を本人が納付書で納める場合(選択し、○をつけてください)

理由	<input checked="" type="radio"/> 1. 12月31日までに退職し、本人から一括徴収の申し出がないため <input type="radio"/> 2. 1月1日以降に退職し、未徴収税額を上回る給与・退職手当等の支給がないため <input type="radio"/> 3. その他( )	※市町村記入欄	1
			2

記入例 ④

## 特別徴収への変更依頼書

令和 8 年 9 月 7 日  帯 広 市 長 様	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒 0 8 0 - 0 0 1 5 帯広市西 5 条南〇〇丁目△ー×	指定番号	0	9	5	9	9	9	9	9	
		名称	帯広見本株式会社	法人番号 (個人事業主 は 個人番号)	0 0000 0000 0000								
				担当者	経理部 帯田 広助	連絡先	0 1 5 5 - 2 4 - 0 0 0 0 内線( )						

普通徴収で課税されている方の市民税・道民税・森林環境税を特別徴収(給与天引き)に切り替える場合には、この用紙をご提出ください。

なお、お急ぎの場合は帯広市役所市民税課市民税係(直通 0155-65-4120)までお電話にてご連絡ください。

下記の者について、令和 8 年 10 月分より特別徴収を希望します。

( 11 月 10 日納期限)

納税義務者情報	住所	帯広市西〇条南△丁目□番地		普通徴収 お問い合わせ番号	0	2	2	2	2	2	2	2
		ハイツ☆☆ 〇〇〇号室		個人番号(マイナンバー)	0000 0000 0000							
	フリガナ	オビモト ヒロヒト		普通徴収 年税額	240,000 円							
	氏名	帯本 広人		普通徴収 納付済額	120,000 円							
	生年月日	昭和 □ 年 ○ 月 × 日	受給者 番号	A0000000	普通徴収 納付済み	第 2 期分まで納付済み						
				住民税口座振替 登録の有無	有 ・ 無							
備考				※市町村記入欄	1 2							

給与支払報告書・特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

令和 年 月 日  帯広市長様	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒 -				指定番号							
		名称					法人番号 (個人事業主は個人番号)							
			担当者		連絡先		内線( )							
異動者情報			A 特別徴収 年税額	B 徴収済税額	C 未徴収税額 (A-B)	異動年月日	異動事由 (数字を記載)	未徴収税額(C)の 異動後の取り扱い (数字を記載)						
宛名番号							1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他 [その他の理由]  <input type="checkbox"/> 上から番号を記入	1. 他の事業所で特別徴収を継続する ⇒下段★①へ  2. 退職時に残額を一括徴収し納付する ⇒下段★②へ  3. 異動者が普通徴収で納める ⇒下段★③へ  <input type="checkbox"/> 上から番号を記入						
フリガナ						令和 年								
氏名	旧姓 ( )												<input type="checkbox"/> 月分 から <input type="checkbox"/> 月分 ( 月 日 納期限)まで	
個人番号						<input type="checkbox"/> 年 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 日								
生年月日	年 月 日												<input type="checkbox"/> 月分 から <input type="checkbox"/> 月分 まで	
1月1日の住所	.....					<input type="checkbox"/> 円 <input type="checkbox"/> 円 <input type="checkbox"/> 円								
退職時の住所	.....													

★① 未徴収税額を他事業所で特別徴収継続する場合

異動後事業所	所在地	〒 -				指定番号							
	名称					法人番号							
		担当者		連絡先		受給者番号		新しい勤務先では <input type="checkbox"/> 月分より、月割額 _____ 円で徴収し、納入する連絡済みです。					

★②退職時に残額を一括徴収し納付する場合 ※1月1日以降の退職は一括徴収が義務付けられています。

一括徴収額	※C:未徴収税額と同額	徴収予定月日	左記の一括徴収した税額は <input type="checkbox"/> 月分 ( 月 日納期限) で納入します。
	円	月 日	

異動事由	退職手当支払予定額	勤続年数
1・退職の場合	円	年 月

★③未徴収の税額を本人が納付書で納める場合(選択し、○をつけてください)

理由	(1)12月31日までに退職し、本人から一括徴収の申し出がないため (2)1月1日以降に退職し、未徴収税額を上回る給与・退職手当等の支給がないため (3)その他( )
----	---

※市町村記入欄	1
	2

# 特別徴収への変更依頼書

令和 年 月 日  帯広市長様	給与支払者 <small>(特別徴収義務者)</small>	所在地	〒 -		指定番号									
		名称				法人番号 <small>(個人事業主は個人番号)</small>								
						担当者				連絡先				内線( )

普通徴収で課税されている方の市民税・道民税・森林環境税を特別徴収(給与天引き)に切り替える場合には、この用紙をご提出ください。

なお、お急ぎの場合は帯広市役所市民税課市民税係(直通 0155-65-4120)までお電話にてご連絡ください。

下記の者について、令和  年  月分より特別徴収を希望します。

(  月  日納期限)

納税義務者情報	住所				普通徴収 お問い合わせ番号									
	フリガナ				個人番号(マイナンバー)									
	氏名				普通徴収 年税額	円								
	生年月日	年	月	日	受給者 番号	普通徴収 納付済額	円							
						普通徴収 納付済期	第 <input type="text"/> 期分まで納付済み							
					住民税口座振替 登録の有無	有	・	無						
備考					※市町村記入欄								1	
													2	

## 特別徴収義務者の変更届出書

令和 年 月 日	特別徴収義務者の所在地	特別徴収義務者指定番号		
		法人番号 (個人事業主は個人番号)		
帯 広 市 長 様	特別徴収義務者の名称	担当 者	(所 属)	(氏 名)
			(電話番号) ( )	—

(異動事由) <input type="checkbox"/> 名称変更 <input type="checkbox"/> 住所変更 <input type="checkbox"/> 送付先変更 <input type="checkbox"/> その他		(異動年月日) 令和 年 月 日
異動事項	異 動 前	異 動 後
フリガナ 名 称 ま た は 氏 名		
フリガナ 所 在 地 ま た は 住 所	〒 —	〒 —
法 人 番 号 個 人 事 業 主 は 個 人 番 号 (マイナンバー)		
フ リ ガ ナ 送 付 先 名 称		
送 付 先 住 所	〒 —	〒 —
備 考		

(異動事由) <input type="checkbox"/> 休業 <input type="checkbox"/> 解散 <input type="checkbox"/> 閉鎖 <input type="checkbox"/> その他		(異動年月日) 令和 年 月 日
備 考		

記入のしかたについては裏面をご参照ください。

※この届出書を提出されましても、法人市民税の異動届出書を提出したことはありません。別途ご提出ください。

記入例

## 特別徴収義務者の変更届出書

令和 8 年 6 月 15 日	特別徴収義務者の所在地	特別徴収義務者指定番号	10000005
	帯広市東 8 条南13丁目 1 番地	法人番号 (個人事業主は個人番号)	0 0000 0000 0000
帯 広 市 長 様	特別徴収義務者の名称 Obihiro Health & Welfare Center株式会社	担当者 (所属)	会計課 (氏名) 帯 宏
		(電話番号)	( 0155 ) 25 - XXXX

<<名称、住所、送付先変更の場合>>

(異動事由) <input type="checkbox"/> 名称変更 <input checked="" type="checkbox"/> 住所変更 <input type="checkbox"/> 送付先変更 <input type="checkbox"/> その他		(異動年月日) 令和 8 年 7 月 1 日
異動事項	異 動 前	異 動 後
フリガナ 名 称 また は 氏 名		
フリガナ 所 在 地 また は 住 所	オビヒロシ ヒガシ 8 ジョウミナミ 13 チョウメ 1 バンチ 〒 080 - 0808 帯広市東 8 条南13丁目 1 番地	オビヒロシ ニシ 5 ジョウミナミ 7 チョウメ 1 バンチ 〒 080 - 0015 帯広市西 5 条南 7 丁目 1 番地
法 人 番 号 個 人 事 業 主 は 個 人 番 号 (マイナンバー)		
フ リ ガ ナ		
送 付 先 名 称		

<<休業、解散または閉鎖の場合>>

(異動事由) <input type="checkbox"/> 休業 <input checked="" type="checkbox"/> 解散 <input type="checkbox"/> 閉鎖 <input type="checkbox"/> その他		(異動年月日) 令和 8 年 9 月 30 日
備 考	株式会社Obihiro City Hall (法人番号0 0000 1000 1000) と合併により解散	

※この届出書を提出されましても、法人市民税の異動届出書を提出したことはありません。別途ご提出ください。

# 納税管理人申告書・承認申請書

令和 年 月 日

帯広市長 様

納税義務者

住所(所在地)

フリガナ

氏名(名称)

法人の  
代表者名

電話番号

( ) -

個人番号または  
法人番号  
(右詰めで記載)

番号確認

<input type="checkbox"/> 個人番号カード	<input type="checkbox"/> 住民票	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳等	本人の同意	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
記入した方			本人 <input type="checkbox"/>	納税管理人 <input type="checkbox"/>	その他 ( )
本人・委任確認			有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	

納税に関する一切の事項を処理させるため、次のとおり納税管理人を【 設定・変更・廃止 】いたします。

管理する税目	市民税・道民税・森林環境税		・ 軽自動車税	
設定・変更・廃止 年月日	令和 年 月 日			
(新) 納税管理人	住所(所在地)	〒	-	
	電話番号	( )	-	
	フリガナ			
	氏名(名称)			
生年月日	大正・昭和・平成・令和		年	月 日
(現) 納税管理人	住所(所在地)	〒	-	
	電話番号	( )	-	
	フリガナ			
	氏名(名称)			
生年月日	大正・昭和・平成・令和		年	月 日
申告の事由				

# 納税管理人申告書・承認申請書

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

帯広市長 様

納税義務者

住所(所在地)

〒 〇〇〇-〇〇〇〇

帯広市 〇〇 条 〇〇 丁目 〇〇 番地〇

フリガナ

オビヒロ タロウ

氏名(名称)

帯広 太郎

法人の  
代表者名

電話番号

( 〇〇〇〇 ) 〇〇 - 〇〇〇〇

個人番号または  
法人番号  
(右詰めで記載)

番号確認

個人番号カード  住民票  住民基本台帳等 (本人の同意  有  無

記入した方

本人  納税管理人  その他 ( )

本人・委任確認

有  無

用紙  
記載例

納税に関する一切の事項を処理させるため、次のとおり納税管理人を【**設定**・**変更**・**廃止**】いたします。

該当する項目に〇

該当する項目に〇

管理する税目	市民税・道民税・森林環境税		軽自動車税
<b>設定</b> 変更・廃止 年月日	令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日		
設定・変更・廃止 全ての場合に 必ず記入してください	住所 (所在地)	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇	帯広市 〇〇 条 〇〇 丁目 〇〇 番地 〇〇
	電話番号	( 〇〇〇〇 ) 〇〇 - 〇〇〇〇	
(新) 納税管理人	フリガナ	オビヒロ ハナコ	
	氏名(名称)	帯広 花子	
	生年月日	大正・ <b>昭和</b> ・平成・令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日	
変更する場合は、 新納税管理人欄と こちらの両方に 記入してください	住所 (所在地)	〒	-
	電話番号	( )	-
	フリガナ		
(現) 納税管理人	氏名(名称)		
	生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	
申告の事由			

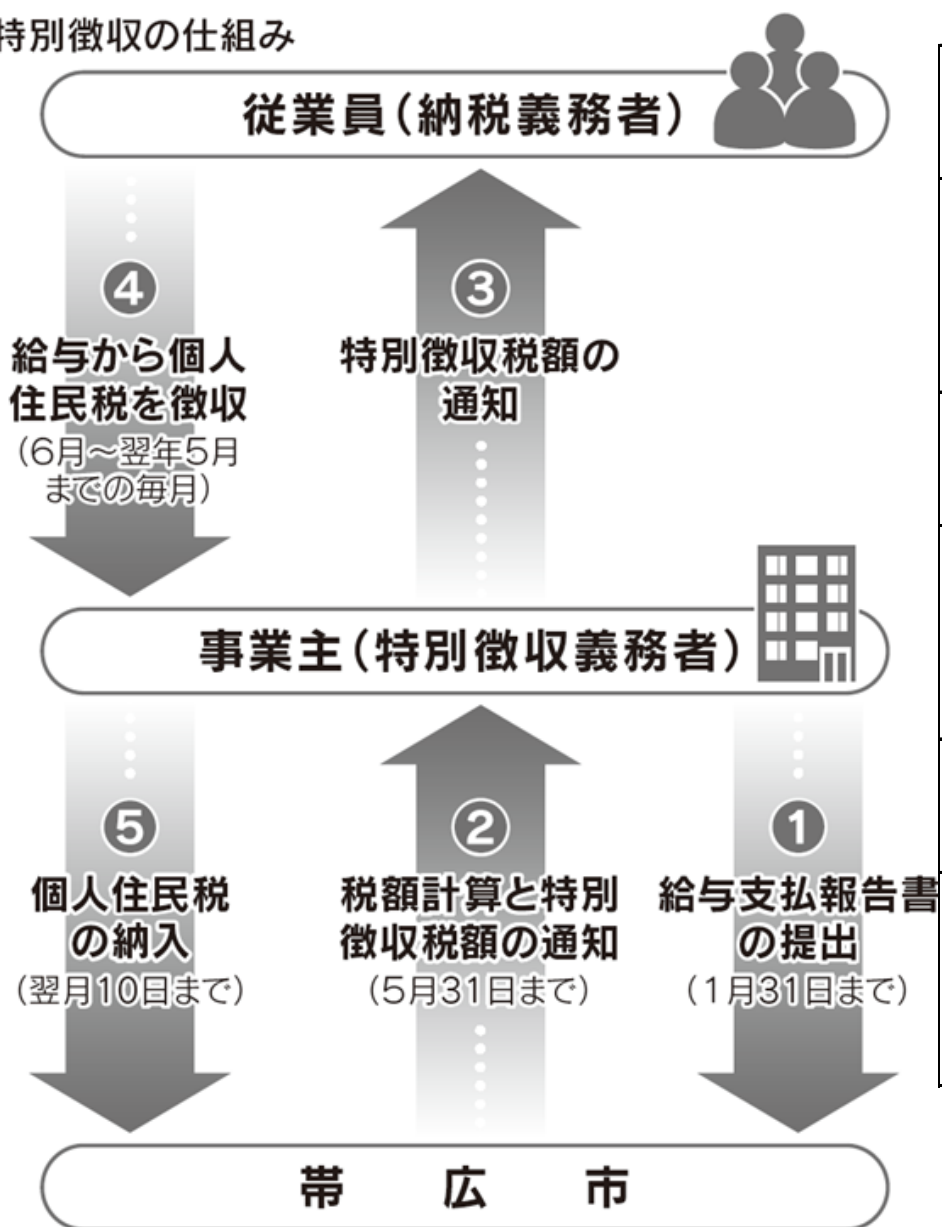
設定：納税義務者が未成年であり、金銭管理を代理で行うため  
設定：納税義務者が国外へ転出のため など  
廃止：納税義務者が国外から帰国したため など

《参 考》

○ 所得税法別表第六 源泉徴収のための退職所得控除額の表

勤続年数	退職所得控除額		勤続年数	退職所得控除額		勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合
	千円	千円		千円	千円		千円	千円
2年以下	800	1,800	15年	6,000	7,000	30年	15,000	16,000
			16年	6,400	7,400	31年	15,700	16,700
			17年	6,800	7,800	32年	16,400	17,400
3年	1,200	2,200	18年	7,200	8,200	33年	17,100	18,100
4年	1,600	2,600	19年	7,600	8,600	34年	17,800	18,800
5年	2,000	3,000	20年	8,000	9,000	35年	18,500	19,500
6年	2,400	3,400	21年	8,700	9,700	36年	19,200	20,200
7年	2,800	3,800	22年	9,400	10,400	37年	19,900	20,900
8年	3,200	4,200	23年	10,100	11,100	38年	20,600	21,600
9年	3,600	4,600	24年	10,800	11,800	39年	21,300	22,300
10年	4,000	5,000	25年	11,500	12,500	40年	22,000	23,000
11年	4,400	5,400	26年	12,200	13,200	41年以上	22,000千円に、 勤続年数が40年 を超える1年ご とに700千円を 加算した金額	23,000千円に、 勤続年数が40年 を超える1年ご とに700千円を 加算した金額
12年	4,800	5,800	27年	12,900	13,900			
13年	5,200	6,200	28年	13,600	14,600			
14年	5,600	6,600	29年	14,300	15,300			

## 特別徴収の仕組み



## 納入できる金融機関等 (手数料無料)

<b>銀行</b> (本・支店)	北海道銀行 北陸銀行
<b>信用金庫 労働金庫</b> (本・支店)	帯広信用金庫 網走信用金庫 北見信用金庫 釧路信用金庫 北海道労働金庫
<b>信用組合 協同組合</b> (本・支店)	十勝信用組合 帯広市川西農業協同組合 帯広大正農業協同組合
<b>ゆうちょ銀行</b> (郵便局)	北海道外のゆうちょ銀行(郵便局)での納入を希望される事業所は、帯広市のホームページから「指定通知書」をダウンロードしてお使いください。
<b>帯広市役所</b>	本庁舎1階 川西支所・大正支所
<b>eLTAX 共通納税</b>	インターネットバンキングを利用して24時間納入が可能です。詳しくは本てびきの1～2ページをご覧ください。

※北洋銀行は令和7年7月1日以降、令和6年度以前を含め、納入書での税公金の取扱いには手数料が必要となりましたのでご注意ください。